

生活サポート総合補償制度 2025年度改定のお知らせ

2025年4月1日より**個人賠償責任補償**に関する改定を実施いたします

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご加入いただいております「生活サポート総合補償制度」において2025年4月1日より、以下の改定を実施させていただきます。

なお、以下の改定項目は概要を記載したものです。詳細につきましては担当代理店までお問い合わせください。

1 【保険金お支払いプロセス】個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、法律上の損害賠償責任の有無を、より厳密に確認させていただきます。

- 近年「法律上の損害賠償責任」について、社会環境の変化と共に、判例等の法的解釈も変化がみられています。
- このような現状を踏まえ、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」の確認を、より厳密に実施させていただきます。

個人賠償責任補償とは

- 日常生活の中で偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたことについて、被保険者（補償の対象となる方をいいます。）が**法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。**
- 障がい者本人（以下「補償を受ける本人」といいます。）に責任能力がなく、親族（親権者を含みます）・後見人・保佐人等（以下「保護者」といいます）・入所されている施設等（注1）が監督義務者として責任を負う場合に、保険金をお支払いします。

次の項目において、2025年4月1日以降に発生した事故のご請求時に、厳密に確認させていただきます。

- ① 補償を受ける本人に**責任能力があるかどうか。**
- ② （上記①で補償を受ける本人が賠償責任を負わない場合）**保護者・入所されている施設等（注1）に「損害賠償責任」が生じるかどうか。**

（注1）今回の改定により、法定の監督義務者に準ずべき者として「施設等」が被保険者に含まれるようになります。

2 【新補償】施設等管理下財物を壊してしまった場合の修理費用等を補償する「施設等管理下財物復旧費用」を全てのプランで補償します。

- 上記1により損害賠償責任の有無を厳密に確認した結果、保険金のお支払いができないケースが想定されるため、会員の皆さまが安心して補償制度をご利用いただけるよう、施設等管理下財物を壊してしまった場合をカバーできる新しい補償を導入します。（この改定に伴い、施設等管理下財物を壊してしまった場合は、上記1の保険金はお支払いしません。）

【施設等管理下財物復旧費用】の補償概要

日常生活において、補償を受ける本人が、施設の壁や窓ガラスなどの施設等管理下財物を損壊した場合、**法律上の損害賠償責任の有無を問わず**、補償を受ける本人・保護者が負担した修理費用等（注1）について、保険期間を通じて50万円を限度にお支払いします。

対象プラン	全てのプランで補償されます		
保険金額	50万円（保険期間通算限度額）	自己負担額	0円

（注1）施設等に発生した損害のうち補償を受ける本人の責任に相当するものとして、当会社の認める額とします。

3 【被保険者の範囲】個人賠償責任補償の対象となる事故は「補償を受ける本人が発生させた事故」に限定されます。

- 改定後は、個人賠償責任補償について上記1の保険金のお支払いの対象となる事故は、被保険者である**補償を受ける本人が発生させた賠償事故のみ**となります。
- 補償を受ける本人の親権者、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が発生させた事故は、補償対象外となりますのでご注意ください。（2025年3月31日以前に発生した事故は補償の対象となります。）

具体的なお支払い事例は裏面をご覧ください

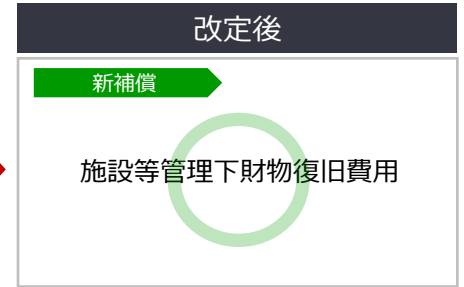
保険金のお支払い事例

- 表面に記載の改定を踏まえた、代表的な「保険金のお支払い事例」は以下のとおりです。

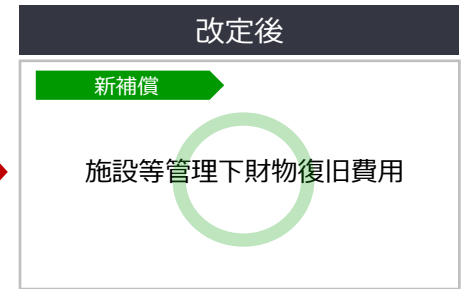
前頁 2. 「施設等管理下財物復旧費用」の新設によるもの… **新補償**

前頁 3. 「被保険者の範囲」の改定によるもの… **事故者限定**

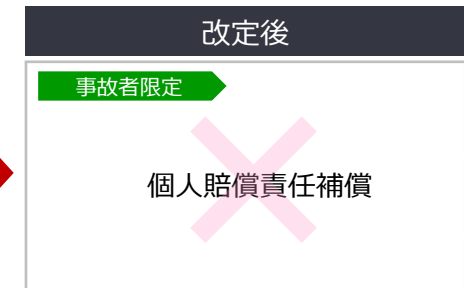
- ① 補償を受ける本人がパニックになり
施設の窓ガラスを割った



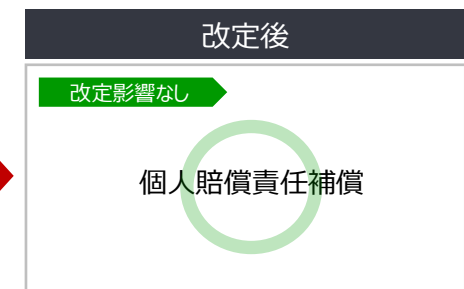
- ② 補償を受ける本人が
施設所有の送迎バス内でシートを破いた



- ③ 補償を受ける本人の**同居の父親**
が自転車を運転中、第三者を跳ねた



- ④ 補償を受ける本人が**公園で、**
第三者にケガをさせた (注1)



(注1) 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となり、本補償の対象外となります。

上記はいずれも法律上の損害賠償責任が生じた場合の事例です。
実際に事故が発生した場合は事故状況等から損害賠償責任の有無を確認し、引受保険会社にて保険金お支払い可否を判断いたします。
事故の際は、担当代理店または引受保険会社へ必ずご相談ください。

生活サポート総合補償制度 2025年度改定のお知らせ【別紙】

2025年度の掛金および補償プランをご案内いたします

1. 2025年度 制度掛金の変更

- 会員の皆さまが、より安心した生活を送れるよう制度の課題解決を図り、「施設等管理下財物復旧費用」を新設いたしました（本紙参照）。これにより、全てのプランの掛金（保険料）の値上げを行います。

	改定前 掛金	改定後 掛金
Aプラン	19,500円（保険料 17,000円 / 制度運営費 2,500円）	24,270円（保険料 21,770円 / 制度運営費 2,500円）
Bプラン	25,200円（保険料 22,720円 / 制度運営費 2,480円）	30,170円（保険料 27,670円 / 制度運営費 2,500円）
Cプラン	22,000円（保険料 19,510円 / 制度運営費 2,490円）	26,960円（保険料 24,460円 / 制度運営費 2,500円）

2. 「生活サポート総合補償制度」2025年4月1日改定後のプラン内容

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
入院給付金	傷害疾病付添介護保険金	8,000円	8,000円	-
	傷害疾病入院時室料 差額費用保険金	3,000円	3,000円	-
	傷害疾病入院諸費用保険金	1,000円	1,000円	4,000円
	傷害疾病入院一時金	5,000円	6,000円	-
ケガの補償	死亡・後遺障害	100,000円	100,000円	500,000円
	入院	3,000円	5,000円	5,000円
	通院	2,000円	3,000円	3,000円
個人賠償責任補償	個人賠償責任補償条項	1億円	3億円	3億円
	施設等管理下財物復旧費用	500,000円	500,000円	500,000円
	免責金額	0円	0円	0円
弁護士費用等補償	損害賠償請求費用	-	2,000,000円	2,000,000円
	法律相談費用	-	50,000円	50,000円
	弁護士接見費用	-	10,000円	10,000円
職業従事中事故 対応費用補償	職業従事中事故対応費用 補償特約	-	-	100,000円
病気で死亡したときの補償	疾病葬祭費用補償条項	100,000円	100,000円	-
掛金合計		24,270円	30,170円	26,960円

ご不明点がございましたら、担当代理店へお問い合わせください。

■ 担当代理店

ジェイアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-1-1 OCT 7階

TEL:0120-177-294（フリーダイヤル）

FAX:06-6944-1728

受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■ 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB36F

TEL:06-7223-2010

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）